

横浜市立飯島小学校 いじめ防止基本方針(案)

平成 26 年 2 月 17 日策定 (平成 30 年 2 月 19 日改定)

1. いじめ防止に向けた学校の考え方

(いじめの定義)

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめ防止に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。飯島小学校では、「生きるよろこび 学ぶ楽しさ のびのび飯島っ子」という学校教育目標のもと、一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、命を大切に、健康な心と体をつくる子どもを育てている。

子どもは、人と人との関わりの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他社を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめは、その健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

飯島小学校では、学年や学級、学級種の枠を越え、のびのびと過ごす子どもを育みながら、どの子どもにも起こりうる可能性のあるいじめを未然に防ぐことやいじめが発生した場合であっても早期に解決できるように、学校組織・保護者・地域・関係機関と連携して粘り強く解消に向けて取り組んでいくものとする。

2. 「飯島小学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

委員長	校長(校長不在の際は副校長がその任を兼ねる)
委員	副校長・児童支援専任・教務(主任)・特別支援教育担当・養護教諭・学年主任 ※必要に応じて、心理や福祉の専門家の参加を求める

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し月 1 回定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。校長は、学校としての組織的対応方針を決定するとともに会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

○委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核を担い、次のことを行う。

○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童・保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ・いじめ(「疑い」も含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施。

○取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

いじめは、どの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全教職員で協働の意識をもって全児童を包み込み、指導・支援する体制の充実を図る。

○いじめ未然防止

- ・全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動から心の育成を図る。
- ・「わかる」「できる」学びを通して自尊感情や自己有用感を高め、安心して授業に参加できるよう工夫する。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の積極的な活用を図り、豊かな心や集団づくり、仲間づくりを育てていく。
- ・児童会活動や特別活動、たてわり活動等を通してよりよい集団作りを目指す。
 - ・児童運営委員会等による人権啓発活動等、子どもたちの主体的な取組への支援を行う。
- ・いじめやインターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的な対処ができるように児童や保護者に向けて必要な啓発活動を実施する。

○いじめの早期発見

- ・いじめの定義を含む教職員の研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(朝の打ち合わせ、毎月の職員会議、放課後の職員打ち合わせ、週末の7学年の打ち合わせ、三運営部会等にて児童理解に関する情報共有)
- ・Y-Pアセスメントの実施(5月・1月)
- ・全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)の実施(12月頃)
- ・長期休業明けの児童の教育相談
 - ・定期的な教育相談の実施(スクールカウンセラーによる)
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進(6月頃、栄警察所等による)

○いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で情報共有と組織的対応を行う。
- ・「いじめ防止対策委員会」での情報共有、対応方針の決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

○いじめの解消

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

【全体への働きかけ】
 被害者・加害者を受け入れられる意識を育成
 いじめは「許されない行為」という価値の周知

【加害者への指導体制】
 加害者の人権保護にも十分
 配慮

【被害者への絶対的な寄り添い】
 心情の理解、身辺保護の保証
 ※それが可能となる体制づくり

○教職員等への研修

- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実(教職員向け手引きの活用等)
- ・自死にいたる児童心理の研修や傾聴訓練など

○学校運営協議会の活用

- ・年間5回の協議会の場で個人情報を除いた「いじめの状況」を報告し、保護者地域と情報を共有し、解決に向けての助言等の協力を仰ぐ

○取り組みの年間計画

平成30年度 安心安全計画 いじめ防止編(案)

月	日(予定)	対象	内容	担当	関連機関
4月	確認	全学年	飯島小スタンダード(保護者版)・弁済システム・児童虐待について確認 児童理解研修(いじめの定義)	児童指導部・児童支援専任	幼保小・中学校ブロック
4月	～3週目までに	全学年	飯島小スタンダードの指導(道徳・規範意識)	各担任が各クラスで実施	
5月		全学年	YPアセスメントの実施(1回目)	各クラスで実施し学年で共有	
6月	日()	1年クラス	幼稚園・保育園対象授業参観	児童支援専任・特別支援専従	
6月	日()	2年生クラス	プライベートゾーンについて		
6月	土曜参観日(土)	6年学年	スマホの使い方 ルールづくり	情報部・(児童支援専任)	栄警察署 県警少年相談保護センター 保護者参観
		4年学年	スマホの使い方 ルールづくり	情報部・(児童支援専任)	
7月	日()	全学年	夏休みの過ごし方指導	児童指導部	
7月	日()	代表児童	横浜子ども会議(飯中ブロック)	6年生・(児童支援専任)	飯島中学校 千秀小学校
8月		全学年	スタンダード再確認	各担任 クラスで	
8月	日()	代表児童	横浜子ども会議(栄区)	6年生・(児童支援専任)	栄区内小中学校
9月	～第1週	全学年	長期休業明け教育相談	各担任 クラスで	
10月	スポフェス終了後	全学年	学校生活アンケート	学校評価担当	3運営部会

11月 オープン ディ	日()	3年 学年	やっていいこと・悪いこと	情報部・児童支援専任	保護者参観
	日()	5年 学年	やっていいこと・悪いこと	情報部・児童支援専任	保護者参観
12月	日()	全学年	市いじめ解決一掃キャンペーン アンケート・面談	人権部・児童支援専任	
12月		全学年	冬休みの過ごし方指導	児童指導部	
1月		全学年	YPアセスメントの実施(2回目)	各クラスで実施し学年で共有	
1月	日()	6年	授業参観と児童の情報共有	生徒指導専任	飯中より飯小へ
2月	入学説明会	就学児	ネットつながる子どもたち	情報部・(児童支援専任)	未就学児保護者
3月	日()		スタンダード指導版 弁済システム職員点検確認	児童指導部・(児童支援専任)	
3月	日()	6年	もうすぐ中学生:6年生出前授業	生徒指導専任;3年担任	
毎月			いじめ防止対策委員会	校長・副校長・専任・教務(主任)・ 特別支援担当・養護教諭 他	
毎月	朝会	第1週	生活目標紹介	学年(児童支援専任)	
毎月	全学年	第2週	飯島の約束 お話	児童指導部	
毎月	全学年	最後週	今月の歌;音楽朝会	音楽部	
毎月	全学年	全学年	出前相談・案内プリント	養護教諭	
毎月	全学年	全学年	情報交換用紙(月末)いじめ認知(月 末・状況を学年主任報告)	児童支援専任 特別支援担当	
年5回.			学校運営協議会 5月・7月・9月・11月・2月	校長・副校長・地域連携担当他	

4. 重大事態への対処

○重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事項の定義は「いじめにより在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたととき」(同項第2号)とされている。いじめを受ける児童の状態に着目し、次のケースを想定する。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発した場合

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、(疑いも含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

(南部学校教育事務所 853-6408)

※他機関との関係

南部学校教育事務所「SSW」 栄警察署 南部児童相談所 子ども家庭支援センター
よこはま港南療育センター 医療機関

5. いじめ防止対策の点検・見直し

○いじめ防止対策の点検・見直し

「飯島小学校では、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて挿し木や取り組みの見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。